

様式第9

(表 面)

		番 号	
クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第17条第2項の 規定による立入検査証			
官職及び氏名			
写 真	○	押 出 ス タ ン プ	年 月 日 生
			年 月 日 発行
		発行者	印

(裏 面)

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律抜すい

(立入れ検査)

第17条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(5) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。